

京丹後市内で事業やお店を始められる方へ

- 建物所有者を変更するとき
- 建物の増改築、改修をするとき
- 建物の用途を変更するとき
- テナントを入れ替えるとき
- 店舗等を開業するとき
- 内装を変更するとき

こんな時は事前に
消防署へ相談し
てください!!

事前の届出や、新たに消防用設備等の設置が必要になる場合があります！

必要となる書類

届出書	届出義務者	届出書の概要
防火対象物使用開始届出書	経営者	建物又はテナントを使用する前に、当該部分の詳細を消防署長に届出する書類です。
工事整備対象設備等着工届出書	消防設備士	自動火災報知設備、スプリンクラー設備等の工事を要する設備の工事前に消防署長に対し届出する書類です。
消防用設備等設置届出書	関係者	消防用設備等の設置が完了後に消防署長に対し届出する書類です。当該書類に基づき完成検査を行います。
ボイラー・変電設備等設置届出書	経営者	ボイラー・変電設備（キュービクル）等、火を使用する設備の設置工事を行う前に消防署長に届出する書類です。
防火(防災)管理者選任(解任)届出書	経営者	火災予防のリーダーとなる防火(防災)管理者を選任(解任)した旨を消防署長に届出する書類です。
消防計画作成(変更)届出書	経営者	火災予防対策、火災発生時の被害軽減対策等に関する計画を消防署長に届出する書類です。
消防法令適合通知書交付申請書	経営者	保健所の営業許可等の取得の際に、消防法令適合通知書を交付するため、消防署長に申請する書類です。

※1 上記の届出書は京丹後市消防本部のホームページからダウンロードできます。

※2 工事内容等により、上記以外の届出が必要になる場合もありますので、詳細は消防署で指導を受けてください。

※3 これらの届出は、建物からの出火防止及び被害の軽減のために消防法や京丹後市火災予防条例で義務付けられているものです。

※4 上記のほか、建築基準法や旅館業法等、消防法以外の法令に基づく手続きが必要となる場合がありますので、御注意ください。

お問合せ先



京丹後市消防本部	予防課	62-5119
峰山消防署		62-0119
網野分署		72-0119
久美浜分署		82-0119
竹野川分遣所		75-0119

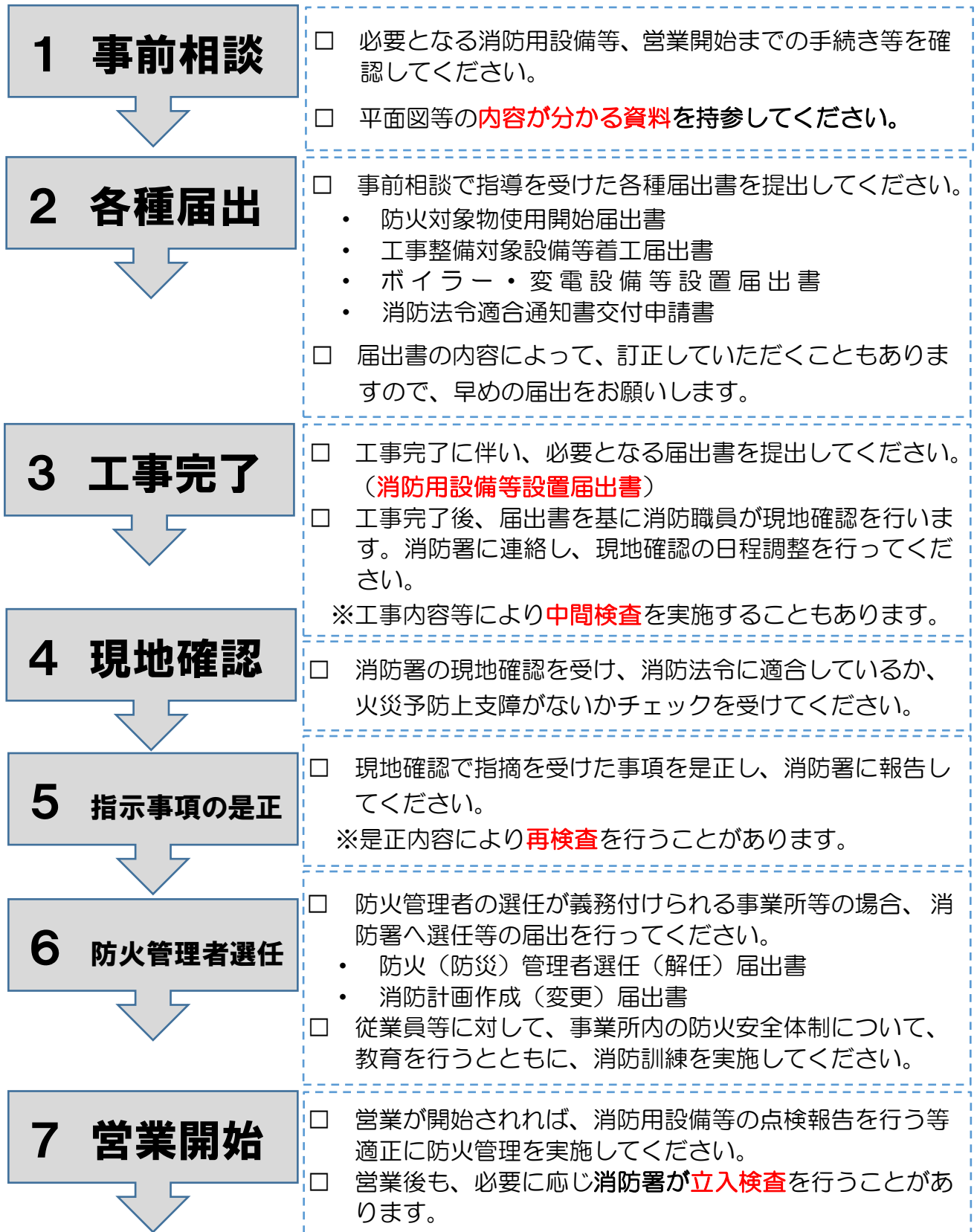
受付時間：土・日・祝日を除く平日8時30分から17時15分まで（正午から13時を除く。）

※ 立入検査等により不在となることがあるため、事前にお電話くださいますようお願いいたします。

消防署への 届出の流れ

事業所やお店を開業する際には、消防法や京丹後市火災予防条例に基づき、各種届出が必要になります。（届出書類は、事業内容、工事内容等によって異なります。）

下記のフロー図を参考に、計画時に消防署へ事前相談を行ってください。



あくまで一例ですので、事業所・お店の近くの消防署において指導を受けてください。

発行：京丹後市消防本部予防課